

EU新規加盟 10 カ国における税関関連法 および通関手続きに関するレビュー

ブリュッセル・センター

本報告は、欧州宅配事業者協会DHLやFederal Expressなどの国際宅配業者で構成される欧州業界団体European Express Association（EEA）が実施した「新規EU加盟10カ国における税関関連法・通関手続きの2004年5月1日以降の変更点に関する調査報告書」を、EEAの承諾・許可のもとジェトロ・ブリュッセルが仮訳したものである。各国税関当局が新たにどのような手続きや政策を導入し、いつ施行されるのかを明らかにすることを目的としている。なお、本調査は2003～2004年早春に実施されたことから、現時点では既に施行済のものが予定として記述されていることをご了承いただきたい。

目次

| | |
|--------------------|----|
| 1. はじめに..... | 2 |
| 2. キプロス..... | 6 |
| 3. チェコ..... | 8 |
| 4. エストニア..... | 10 |
| 5. ハンガリー..... | 12 |
| 6. ラトビア..... | 13 |
| 7. リトアニア..... | 15 |
| 8. マルタ..... | 17 |
| 9. ポーランド..... | 19 |
| 10. スロバキア..... | 21 |
| 11. スロベニア..... | 22 |
| 12. 結論と今後の方向性..... | 24 |
| 13. 資料..... | 26 |

(注) 本報告書は、ジェトロ・ブリュッセルが2004年3月5日に開催した「EU拡大と日系企業活動への影響」セミナーの内容を補完するものである。<http://www.jetro.be/jp/index.cfm?MainContent=business/eventjetrol4.cfm>

1. はじめに

本調査を実施したE E Aとは、世界を代表する国際複合物流業者のDHL、フェデラル・エクスプレス、TNT ポスト・グループ、UPS と各国の宅配業者の業界団体、ならびに欧州市場で事業展開する中小の国際宅配業者が参加する団体である。

E E Aは国際宅配業者の利益を守り、顧客ニーズに沿った活動をサポートするため、EUレベル、さらに必要に応じて国レベルで業界の声を代弁している。E E Aは合法的な取引を通じた経済発展に貢献するため、欧州委員会、欧州議会、各国の行政当局、他の業界団体、税関当局と連携しながら活動している。

E E A内部はいくつかの委員会 (committee) に分かれており、その1つが中・東欧諸国を担当している。同委員会はEU拡大の戦略的、経済的、政治的な重要性を反映して設置されたもので、とりわけ関税制度改革との関連で加盟交渉に寄与すべく、さまざまな機関との連携を目指している。

調査目的 2004年5月1日の加盟と同時に新規加盟国の税関当局は、EU市民と域内企業の利益を守るため、それぞれの国境を管理・コントロールする義務を負うが、それらの国境はほとんどのケースでEU域外との新たな国境となる。

EUは域内共通の関税ルールとして共同体関税法および施行規則を定めているが、法律の解釈は各加盟国に委ねられており、同一国内でもしばしば現場の判断によってさまざまに解釈される可能性がある。このため新規加盟国の加入によって通関手続きおよび地域レベルのルールがどのように導入されるか予測することは極めて難しい。

そこでE E Aは2004年5月のEU加盟に先立って、新規加盟国を対象にアンケート調査を実施した。質問の主な目的は、①EU加盟に伴い、税関当局が新たにどのような手続きや政策を導入しようとしているのか、いつ施行されるのかを明らかにし、②新たに導入される手続きや政策が確実にEU法に沿うよう継続的に監視し、③EU法の枠内でできるだけ簡素化された通関手続きが導入されるようにする。

実際の作業としては、各国の国際宅配業者団体、また、業界団体が存在しない国については個別企業にアンケートを送付し、業界団体および企業が各国の税関当局あるいは管轄する省庁の担当者に対してインタビューを行った。

質問の目的は以下のようなものである。

- EU加盟に伴い、税関当局はどのような手続きおよび政策を新たに導入しようとして

いるか、またそれらはどのタイミングで施行されるのかを明らかにする。それによって各企業は加盟に向けてそれぞれ戦略を練ることが可能になり、新たな要求がどの程度事業に影響を及ぼすかを知ることができる。

- 新たに導入される手続きおよび政策を確実にEU法に沿ったものにするため、これらの手続きや政策を継続的に監視する。新たな手続きや政策がEU法に準拠していないことが判明した場合、EEAは当該国政府および欧州委員会に接触して是正を促すと共に、各国の業界団体および企業に対し、それぞれの国の税関当局への対応について助言を行う。
- EU法の枠内でできるだけ簡素化された通関手続きが導入されるようにする。そのような原則が守られていないと考えられるケースでは、EEAが当該国政府および欧州委員会に接触して是正を促す。

EEAはアンケート結果を踏まえ、チェコ、ハンガリー、リトアニア、ポーランドの税関および管轄省庁の担当者との会合を行った。その他の新規加盟国の担当者との会合はこれまでのところ実現していない。一方、EEA中・東欧担当委員会はEUの現加盟国と新規加盟国間の「モノの移動」に関するルールを明確にするため、2003年4月末から5月初めにかけて欧州委員会の担当者に面会した。

アンケートは下記のような項目に分類されているが、これらは国際宅配業界が監視すべきもっとも重要な点と考えられるものである。

- EUが定める規則および手続き (Q1-14)
- 認可と代理業者 (Q15-18)
- 輸入通関申告手続き (Q19-24)
- 輸入時の非課税限度額など (Q25-28)
- 簡素化手続きの有無など (Q29-32)
- 関税などの納付、担保提供手続き、債務 (Q33-39)
- 情報技術 (IT) の導入予定 (Q40-45)
- 密輸防止のための取り締まり (Q46-49)
- 通関書類の保管 (Q50-51)
- 輸出手続き (Q52-55)
- その他 (Q56-61)

これらの分類は国別レポートに使用されている。なお、個々の質問項目は付属書を参照のこと。

調査結果の概要

調査の結果、明らかになったことは、新規加盟国において、EU法に沿った法律と手続きの導入が急速に進んでいるということである。このことは新規加盟国で事業展開しようとする企業にとっても、貿易発展のためにも極めて重要である。

今回の調査に当たり、関係国の税関当局および財務省から積極的な協力が得られた。また、欧州委員会による支援も重要であり、こうした高いレベルの協力関係がEU拡大後も継続されることを期待している。

国際宅配業界は通関手続きにおける自らの位置付けに関して、新規加盟国の規制当局と対立関係にあると感じている。また、国際宅配業者はしばしば国際郵便事業者とみなされ、郵便関連の法律や規則の適用対象と考えられている。一方、EUはより実用主義的な目で国際宅配業界を見ており、業界として新規加盟国に期待するのはまさにこうした視点である。

いくつかの例外はあるにせよ、アンケート調査の結果を見ると、通関手続きは大幅に簡素化されることが期待できる。しかし、アンケートを通じて、それ以外にも多くの重要なメリットがあることが明らかになった。具体的には以下のようなものである。

- (EU規則にのっとった) 法制度の整備
- 通関簡素化を目的とする預金残高または支払い能力についての銀行保証の免除
- 通関書類保管の電子化
- 密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体の間で結ばれる覚書 (MOU ,Memorandum of Understanding) の幅広い利用
- 世界税関機構 (WCO, World Customs Organization) が提唱する即時通関許可ガイドラインの採用
- 諮問委員会 (Consultative Committee) の設置
- 欧州委員会監視 (IT分野を中心に)

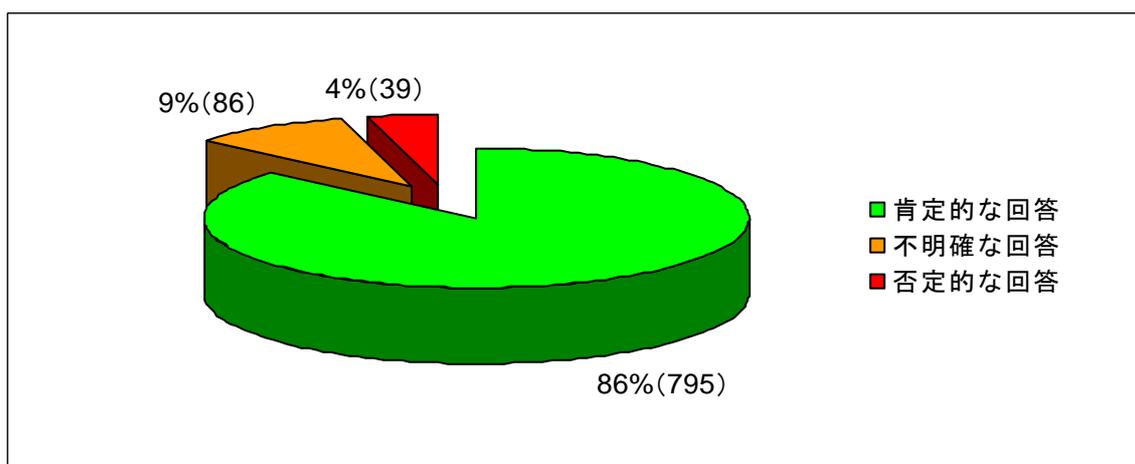
国際宅配業界が不可欠と考えているにもかかわらず、(当局からは) 必ずしも重要度が認知されていないために、2004年5月1日までには実施されない課題もある。

- 輸出申告手続きの簡素化
- 輸出証明の提供の際、電子文書による積荷目録の使用をも認める第 445 条（欧州委員会規則 2454/1993）の完全な適用
- 第三者代理業者の委任権（P O A, Power of Attorney）の維持
- 密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体間で結ばれるMOU（覚書）のメリット
- 実施の遅れ
- 統計要件の誤った解釈
- 国際宅配業界の位置付け
- 通関制度

調査を進める中で、加盟直前の4月末の移行段階に実際にどのような手続きを採用すべきかについては、業者と税関当局の間で意見の対立があることが明らかになった。しかし、最近行われた欧州委員会との話し合いを通じ、E E Aは業界側の義務についてより正確に理解することができた。この点について業者と当局が共通認識を持てるよう、E E Aは話し合いによって明らかになった点を関係諸国の業界団体に伝える予定である。

新規加盟 10 カ国の税関当局に対する 92 の質問への回答に基づく

E U加盟に向けた加盟直前の準備状況調査



以下は国ごとのアンケート調査結果の概要である。

2. キプロス

EUが定める規則および手続き

EUの税関ルールおよび規則が2004年5月1日より全面的に実施される。域内加工に関する規則や合同関税品目分類表（Combined Nomenclature）など一部は前倒しで導入されている。

認可と代理業者

第三者代理業者は直接代理しか認められず、間接代理が認められていないことが明らかになった。理事会規則2913/92/EEC（共同体関税法）の第5条と第64条では直接代理、間接代理の両方のケースを認めている。

また、通関ブローカーは税関当局からライセンスを取得する必要があり、その機能を果たす能力が備わっているか否かについて定期的に監査される。業界では、共同体関税法に矛盾するこのような制約に強く反対する立場をとっている。

第三者代理業者への委任権（POA）に関する要件が緩やかなことは歓迎できる点である。

輸入通関申告手続き

税関当局は、最低限度額以下の通関書類や書簡、貨物については通関手続き簡素化を導入済みであることを通告しているが、その実施に向けた詳細は依然として明確になっていない。

税関当局は、補足通関書類を提出する際、ファックスや写真等を添付することを許可している。新しいテーセウス（THESEAS）税関コンピューターシステムの能力や今後の展開についての全容は不明。

限度額

統計データ収集のために用いる最低限度額に関しては、欧州委員会規則1669/2001が適用されていない。同規則に含まれる統計上の限度額1,000ユーロが適用されない場合、本来ならば必要のない輸出入申告に関するデータを提出しなくてはならない。

簡素化手続き

2004年5月1日より輸入手続きの簡素化が実施される。ただし、この簡素化手続き

は輸出入業者を対象としたものであり、国際宅配業者のような第三者代理業者には適用されない。国際宅配業界ではEU現加盟国の慣行ではそのような区別は設けられていないことから、同国で簡素化手続きが第三者代理業者に適用できない理由が理解できないとしている。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

関税コンピューターシステムが全面的に稼働した後は、関税および税金の納税額を算出することができるようになるとしている。また、EU同様、通関簡素化を目的として、業者の預金残高または支払能力に関する銀行保証を免除している。

IT導入

IT導入に関する具体的なスケジュールが決まっているものの、その展開に遅れが見られる。(輸入通関申告手続きの項も参照。)

密輸防止のための取り締まり

税関当局では密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体の間で結ばれる覚書(MOU)の署名を同局の戦略的な目標の1つと見ており、これを事業戦略にも盛り込んでいる。ただし、MOUを締結しても税関検査の頻度の引き下げは期待できない。

通関書類の保管

税関当局では、通関書類の保管は電子データの形態で保管を行うことを許可する一方で、関連書類の原本を7年間保管しなくてはならないとしている。

輸出手続き

現在、輸出申告書のコピー3の提出が必要だが、将来的にそれを積荷目録で代用することができるようになる。ただし、輸出証明の提供の方法を定める第445条(欧州委員会規則2454/1993)は完全に実施されていない。

その他の情報

税関当局は即時引取許可に関するEUのルールを採用・実施するとしている。しかし国際宅配業界側はそのようなルールは存在せず、努力目標のようなものであり、法的な拘束

力もなく、WCO（世界税関機構）の即時引取許可ガイドラインがあるのみとしている。

また、EU加盟と同時に、改正京都規約※を批准する。税関当局では、税関憲章については、その規定内容が共同体関税法によって規制されているとの印象を持っており、導入するかどうかは決めていない。ただし、税関協力委員会（Customs Cooperation Committee）を設置し、業界の声を反映させる努力を行っている。

※改正京都規約（「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書」（Protocol of Amendment to the International Convention on the Simplification and Harmonization of Customs Procedures））：世界税関機構（WCO）が1999年6月に採択した規約。途上国を含む参加各国が、通関、課税手続きの簡易化を図ると同時に、新しい情報技術の導入をはかることで合理的かつ迅速、適正な税関手続きを可能とし、国際貿易の発展を図ろうとするもの。

3. チェコ

EUが定める規則および手続き

2004年5月1日よりEUの税関ルールおよび規則が全面的に実施される。一部が加盟日以前に部分的に導入されるかどうかについては確認がとれていない。

認可と代理業者

税関当局によると、第三者代理業者には委任権（POA）の取得が義務付けられるとしている。各POAの原本コピーは税関に保管される。

通関ブローカーはライセンス取得が義務付けられているが、EEAはこれに対して懸念を抱くとともに、EU関税法に矛盾するこのような制約に強く反対する。

輸入通関申告手続き

税関コンピューターシステムが、通関手続きおよび通関許可に要するすべての届け出文書をカバーできていないため、紙の申告書で電子登録を補完しなければならず、申告用紙に普通紙を用いることもできない。電子署名は認められているが、ハードコピーの保管が義務付けられている。低価格貨物の通関ルールは、簡素化手続きをベースとしている。

限度額

税関当局は統計の対象となる最低限度額についてEU規則に沿うとしている。

簡素化手続き

税関当局は、簡素化手続きを国際宅配業者にも適用することを認めている。輸入貨物に関しては、概要情報を基に事前引き取りが許可される。その後 48 時間以内に補足情報を提出する必要がある。ただし、簡素化手続きを全面的に実現させるためには、チェコの税関コンピューターシステムに電子データ交換（E D I）機能が完全に組み込まれていることが前提となる。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

税関当局によれば、自動通関システムが完全に稼働すれば申告時に関税および付加価値税（V A T）は自動的に算出されるようになる。全面的に導入される日程は不明である。EU加盟国からの貨物検査に関しては、入港前に輸送業者に直接、通信がとられる予定である。

I T 導入

通関手続きをのぞき、電子システムの導入は順調。新コンピューター通関システム（N C T S）が 5 月 1 日付で導入され、これに伴い紙ベースの旧トランジットシステム（O T S）は緊急体制用となる見通し。税関当局では歳入会計システムを運用しているが、これを通して代理業者の口座から直接、関税を徴収することはできない。

密輸防止のための取り締まり

税関当局によると、密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体の間で結ばれる覚書（M O U）は既に実行に移されており、M O U 締結業者に対する税関検査の頻度の引き下げはケース・バイ・ケースで検討される予定であるとしている。

通関書類の保管

税関当局によると、納税証明は 10 年間、通関申告書は 6 年間の保管が求められる。同局では通関書類の電子保管を認める（ただし、優先的な扱いはない）用意があるが、その場合も原本の保管は必要になると見られている。

輸出手続き

現在、輸出申告書のコピー 3 の提出が義務付けられているが、使用する輸送業者の変更がない限りは、積荷目録で代用することができるようになる。輸出申告書は出発 90 分前

までに提出しなくてはならない。チェコにはEU域外との国境がなくなるため、陸路における貨物輸出手続きの簡素化については対象外となっている。

その他の情報

保税地域内であれば、EU加盟国と非加盟国からの輸入品を輸送業者の倉庫で仕分けることができる。また、チェコに入国する車両を隔離する必要はない。チェコはWCO（世界税関機構）の即時引取許可ガイドラインを採用する予定で、改正京都規約の批准を進めている。税関当局では税関憲章を導入する予定はないが、憲章に定められている期限や要件は税関の現行手続きに既に取り込まれている。ただし、同局では税関諮問委員会を設置する予定である。移行期間中は、EU/EFTA 関連書類（T2、T2L、EUR1、インボイス申告）に貨物輸出時のステータスの記載が必要となる。

4. エストニア

EUが定める規則および手続き

EUの税関ルールおよび規則が2004年5月1日より全面的に実施されることが確認されている。EU域内・域外加工に関する規則など一部は前倒しで導入されている。

認可と代理業者

通関ブローカーが直接代理を行う場合、ライセンス取得が義務付けられているほか、その機能を果たす能力が備わっているか否か定期的に監査される。EEAおよび国際宅配業界はEU関税法に矛盾するこのような制約に強く反対する。第三者代理業者が取得する委任権（POA）に関するルールは国際宅配業者のニーズに合ったものとなっている。

輸入通関申告手続き

電子通関が可能となっているが、その後（最長1週間以内に）紙でも申告書のコピーを提出しなくてはならない。これは、法的に電子署名が認められているという事実と矛盾している。通関に際して、普通紙での申告書およびファックス・写真等による補足書類の提出を認めている。また、低価格貨物は郵便手続きの中で、通関されている。

限度額

統計データ収集のために用いる最低限度額は、欧州委員会規則1669/2001が正しく適用さ

れていない。

簡素化手続き

簡素化手続きが導入され、国際宅配業者に対しても適用される見込み。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

簡易通関制度における預金残高または銀行保証の免除が適用される条件については今後の調査が必要である。

IT導入

IT導入に関するスケジュールは決まっているものの、電子データ交換（EDI）のメッセージ送信分野についてはさらに調査が必要。

密輸防止のための取り締まり

密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体間で結ばれる覚書（MOU）は既に実行に移されている。MOU締結業者に対する税関検査の頻度引き下げはケース・バイ・ケースで検討するとしている。

通関書類の保管

通関申告書および補足書類を電子保管することは可能だが、原本の保管も必要。

輸出手続き

現在、輸出申告書のコピー3の提出が義務付けられているが、これを積荷目録で代用することはできない。輸出証明の提供の際、電子文書による積荷目録の使用を認める第445条（欧州委員会規則2454/1993）が認知されていないことが最大の懸念材料。

輸出手続き簡素化が遵守されていないことも懸念される。

その他の情報

税関当局はWCO（世界税関機構）の即時引取許可ガイドラインを採用する予定はないが、改正京都規約は批准する予定である。エストニアの税関当局はエストニア商工会議所を通して産業界と協力して税関憲章の制定を進めている。

5. ハンガリー

EUが定める規則および手続き

EUの税関ルールおよび規則が2004年5月1日より全面的に実施される。ほとんどすべてが前倒しで導入されている。

認可と代理業者

第三者代理業者に対して委任権（POA）の取得が義務付けられているが、輸入者ごとに永久委任権を取得し、求められた際に提示することができる。

輸入通関申告手続き

税関申告処理システムが導入されているものの、電子署名の使用が法的に認められていないため、真の通関許可・通関手続きシステムとはなっていない。2004年5月1日以降も申告書のハードコピーが必要となるか、または申告書を普通紙に印刷したのもでも十分であるかは明らかになっていない。EEAは今後も進捗状況をモニターし、必要であればハンガリー宅配事業者組合（EIE）が完全システム稼働のために働きかける意向である。

限度額

統計データ提出を必要とする限度額は欧州委員会規則1669/2001の規定通り1,000ユーロとなっている。

簡素化手続き

国際宅配業界の直接支援のもと、簡素化手続きの導入を進めている。ただし実務上利用する場合、それが利用者にとって使いやすいか否かは現時点までに証明されていない。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

税関コンピューターシステムの通関アプリケーションに計算機能がない。通関簡素化のため、銀行保証の免除ができるかどうかについても明らかになっていない。

IT導入

ほとんどの新システムは2003年3月までに導入される予定だった。履行状況は未確認。

密輸防止のための取り締まり

税関当局は個別企業との協力体制に対してはオープンな姿勢をとっている。密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体の間で結ばれる覚書（MOU）を既に取り入れているが、MOUを締結しても税関検査の頻度が減ることは期待できない。

通関書類の保管

税関当局は、電子署名に関する法律が決議されれば、通関書類の電子保管が認められるとしている。

輸出手続き

税関当局は、すべての輸出手続きの簡素化は近く認知され、採用されるとしている。

その他の情報

ハンガリーはWCO（世界税関機構）の即時引取許可ガイドラインを採用し、改正京都規約の批准も進めているとしている。税関憲章の規定は国内税関法に含まれており、税関諮問委員会（CCC）は既に活動を開始している。ハンガリーは、スペインおよびドイツ、フィンランド、フランス、オーストリアの税関業務をモデルにする予定であるとしている。

6. ラトビア

EUが定める規則および手続き

EUの税関ルールおよび規則が2004年5月1日より全面的に実施されることが確認されており、既にほとんどすべてが完全な形で国内法に取り入れられている。

認可と代理業者

通関ブローカーにはライセンスの取得が義務付けられているほか、その機能を果たす能力が備わっているか否かについて定期的に監査される。EEAとしては共同体関税法に矛盾するこのような制約に強く反対する立場をとっている。

第三者代理業者に対する委任権（POA）に関するルールには柔軟性が欠けており、業者側の負担が大きい。

輸入通関申告手続き

電子署名に関する法律が施行されており、普通紙に印刷した申告書が認められているが、この通関システムは通関手続きおよび通関許可を完全にはカバーできていない。

EUが定める申告が必要となる最低限度額基準は 2003 年 9 月から施行されたとみられるが未確認である。

限度額

統計データ収集のために用いる最低限度額に関しては、欧州委員会規則 1669/2001 が定める 1,000 ユーロは遵守されていない。

簡素化手続き

税関当局はEU加盟後、簡素化手続きが可能になるとしている。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

税関当局は、申告システムの電子化に伴い、代理業者が支払うべき関税や税金の金額が算出されるようになるとしている。

IT導入

業界側は、EDIメッセージを扱うことができ、税徴収機能を持つシステムの導入に関してEEAに情報が提供されていないことに対して懸念を抱いている。その他のコンピューターシステムの導入に関するスケジュールが決まっているが、加盟準備プロセスの中で提案された日程が非常に遅れている。

密輸防止のための取り締まり

税関当局は、密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体の間で結ばれる覚書(MOU)を認知して導入するかどうか、またMOU締結業者に対する税関検査の頻度を引き下げるか否かについて正式な回答を出していない。業界は、税関がこれに前向きに取り組むことを望んでいる。

通関書類の保管

通関書類の保管期間は3年間。同書類の電子保管や、画像形式による保管が可能であるか否かは不明。

輸出手続き

税関当局によれば、輸出に関するEU法が既に国内法に反映されており、そこに含まれる規定がEU加盟に伴い適用される。

その他の情報

税関当局がどのEU現加盟国の運用方法をモデルにするかは明らかになっていない。

WCO（世界税関機構）の即時引取許可ガイドラインは既に国内法に盛り込まれており、改正京都規約も批准されている。税関諮問委員会（CCC）と税関憲章に関しては、加盟後に有益であると判断した場合、導入される予定である。

7. リトアニア

EUが定める規定および手続き

EUの税関ルールおよび規則は2004年5月1日より全面的に実施される。一時入国や保税倉庫など一部は加盟に先立ち導入されている。

認可と代理業者

通関ブローカーはライセンスの取得が義務付けられているほか、その機能を果たす能力が備わっているか否かについて定期的に監査される。EEAと国際宅配業界はEU関税法に矛盾するこのような制約に強く反対する。委任権（POA）の書類提出の要件や実施に関するルールは業界にとって満足できるものである。

輸入通関申告手続き

現行の通関システムは電子署名が念頭に置かれていないなど、通関手続きおよび通関許可の全体をカバーするアプリケーションとなっていない。後継システムは電子署名に関する法律の施行を踏まえたものであるが、低価格貨物に関する通関引取条件は確立されていない。低価格貨物および最低限度額を下回る貨物には郵便手続きの要件や規則が適用されることになるのかどうかは不明である。

限度額

統計データ収集の対象となる最低限度額が1,000ユーロという欧州委員会規則1669/2001は遵守されていない。リトアニアでは統計に関する所管は税関当局ではなく統

計局にあることにも留意する必要がある。

簡素化手続き

簡素化手続き利用に関する規定の作成が進められているが、税関当局はその適用と範囲については確定していない。簡素化手続きは間接代理業者として業務を行う第三者代理業者にのみ適用される。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

ASYCUDAシステム（発展途上国向けに国連・貿易開発会議が開発した通関電子化システム）の能力の限界から、2004年5月1日から関税および税金の金額を算出が不可能となる懸念がある。これは、欧州共同体統合関税分類コード（TARIC）特有の性質によるもので、税関当局はこれに代わるシステム開発を進めているとしている。

税関当局は簡易通関を目的としてEU同様に銀行による保証を免除することができるようになると回答しているが、これが実際にどのように機能するのか、未確認である。

IT導入

IT導入に関する具体的なスケジュールが決まっているものの、履行状況は未確認。

密輸防止のための取り締まり

EEAは、税関当局が密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体間で結ばれる覚書（MOU）に対して積極的なアプローチをとっており、国際宅配業者にプログラム参加を勧めている。

通関書類の保管

税関当局が通関書類や補足書類の電子保管を認めるか否かは不明である。

輸出手続き

EU法の規定が2004年5月1日より導入される予定だが、国内法や手続きの策定は完了していない。

その他の情報

税関当局は、WCO（世界税関機構）の即時引取許可ガイドラインを採用するとしてい

るが、その日程は明らかになっていない。また、同局では改正京都規約を批准することも明らかにしている。なお、税関諮問委員会（CCC）が設置され、税関憲章の制定も行われた。

8. マルタ

EUが定める規定および手続き

EUの税関ルールおよび規則は2004年5月1日より全面的に実施される。EU域外加工品や返品に対する税減免措置など一部は加盟に先立って導入されている。

認可と代理業者

国際宅配サービスに携わる通関ブローカーによるライセンス取得はEU慣行に従い不要とし、第三者代理業者による委任権（POA）取得も求められない。ただし、現時点では直接・間接代理に関するルールに関しては、法規定の制定が遅れていることから、明確になっていない。マルタはEU加盟に伴い、共同体関税法の第5条の適用対象国となる。

輸入通関申告手続き

マルタでは2003年3月に「電子税関2000通関システム」を導入する予定となっていたが、実施が遅れている。同システムはマルチ機能が搭載される予定である。

限度額

統計データに用いる最低限度額に関して、欧州委規則1669/2001は遵守されていない。

簡素化手続き

輸出入に関する簡素化手続きは既に国内法に盛り込まれており、第三者代理業者にも適用されている。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

自動通関システムが完全に稼働すれば申告書類に基づいて関税および付加価値税（VAT）が自動的に算出されることが税関当局により確認された。マルタで導入されるシステムはキプロスのシステムと同じものになると見られている。

IT導入

2003年3月に「電子税関2000通関システム」を導入する予定となっていたが、実施が遅れている。同システムはマルチ機能が搭載される予定だが、国際宅配業界の最大の懸念は、導入時期が加盟直前にまでずれ込んでいることにある。

密輸防止のための取り締まり

税関当局によると、密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体の間で結ばれる覚書(MOU)は既に実施に移されており、MOU締結業者に対する税関検査の頻度引き下げはケース・バイ・ケースで検討されるとしている。

通関書類の保管

EU加盟に伴い通関書類の保管期間が3~6年に短縮される。また、新コンピューターシステム導入により貿易実務のペーパーレス化が奨励されているが、ハードコピーの保管が必要か否かについては未確認。

輸出手続き

税関当局はどの種類の輸出手続きが許可されるかについて明らかにしていない。輸出証明の提供に関する手続きを定める第445条(欧州委員会規則2454/1993)が完全に実施されていないことが特に懸念される。また、輸出後の通関申告が認められていないことも懸念材料となっている。

その他の情報

税関当局は、英国とアイルランドの運用方法をモデルに業務を行うとしている。改正京都規約については多くの規定が既に実施されているものの、規約の正式採用について決定的な決断は下されていない。同様に、WCO(世界税関機構)の即時引取許可ガイドライン採用に関する決定もされていない。通関手続きが完了していない貨物の一時保管はEU法では最長20日となっているのに対し、6日となっていることが業界の懸念の的となっている。

マルタでは既に特定の業界団体との諮問会議が開催されており、税関憲章は2003年末に作成される見通しである。

9. ポーランド

EUが定める規定および手続き

EUの税関ルールおよび規則は2004年5月1日より全面的に実施される。原産地規則や特惠関税に関するルールなど、一部については既に全面的または部分的にEU法に準拠したものとなっている。

認可と代理業者

通関ブローカーに対してライセンス取得を義務付けるか否か、また直接・間接代理に関するルールについての問題は、財務省で討議されている。通関の責任は常に個人が負うことになるが、これまでは署名を行う個人は認可ブローカーである必要があり、5月1日以降については検討課題となっている。委任権については、永久委任権の取得が可能になる。原本を常に申告書と同時に提示する必要があるかどうかについては、2004年3月3日時点で、その必要はないことが判明している。

輸入通関申告手続き

税関当局は電子通関申告システムの導入を進めているが、電子署名に関する法律が施行されていないため、申告書を紙でも提出しなくてはならない。しかしこの申告書類を輸入後に提出することが認められており、また申告書を普通紙に印刷することも許されている。

限度額

統計データを収集するために用いられる最低限度額に関して、欧州委員会規則1669/2001が定める限度額1,000ユーロまたは限度重量100 Kgについては、適用されていることが2004年3月3日時点で確認された。付加価値税（VAT）が課税される貨物の最低限度額についても、関税の非課税限度額である22ユーロに2004年5月1日以降統一された。

簡素化手続き

税関当局は、国際宅配業者にも簡素化手続きが適用されることを認めている。しかし、EU法で認められているすべての簡素化手続きがポーランドの輸出入者およびその代理業者に適用される予定がないことが懸念されており、同時に国際宅配業者に適用される簡素化手続きも、部分的なものに留まるとみられる。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

税金・関税計算モジュールを含むセリーナ（Celina）コンピューターシステムの構築が進められている。ポーランド宅配事業者組合は現在、国際宅配企業も（簡易通関を目的とした）銀行保証の免除が受けられるかどうか調査中である。

税関当局は、税関における債務支払期限は 10 日になるとしている。業界側は、理事会規則 2913/92/EEC の第 227 条に定められている通り、より一般的な最長 30 日の支払延期期間の導入を求めている。

I T 導入

I T 導入に関する具体的なスケジュールが決まっているが履行状況については未確認である。その後の調査では、新コンピューター通関システム（N C T S）の導入は遅れており、セリーナ（C E L I N A）も完全に稼働していない。

密輸防止のための取り締まり

税関当局は、密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体の間で結ばれる覚書（MOU）を近く導入し、MOU締結業者に対する税関検査の頻度引き下げはケース・バイ・ケースで検討するとしている。

通関書類の保管

電子署名が法的に認められていないことから通関書類や補足書類の電子保管が不可能で、原本または公認コピーを保管する必要がある。（2004年3月時点で税関会議（Customs Chamber）の承認待ちとなっているものの、電子的保管が可能となる見込み。）

輸出手続き

税関当局は、すべての輸出証明要件を認知・採用する方向性を認めている。業界ではこの分野に関して問題はないと見ている。

その他の情報

税関当局が必ずしも他国の運用方法をモデルとするかどうかは分からないが、これまで英国、ドイツ、オランダ当局からのアドバイスを受けている。改正京都規約の批准とWCO（世界税関機構）の即時引取許可ガイドラインが採用される予定である。ポーランドには税関協議会が設置されており、ポーランド国際宅配事業者組合についても代表を出すよ

う提案されている。関税憲章は、必要な条件は国内法および手続きに組み込まれているため、改めて制定されていない。

10. スロバキア

EUが定める規定および手続き

現行のスロバキア法は既に既存のEU法との互換性がある。未完部分についても 2004年5月1日までに完全準拠された模様。税関手続きルールの実際の適用も、EU現加盟国のものに沿ったものとなっている。

認可と代理業者

代理業者に関して既にEU同様、直接代理と間接代理の両方を認めている。また、通関ブローカーにライセンスの取得を求めている。ただし、委任権（POA）の取得は依然として求められており、効果が相殺されている。

輸入通関申告手続き

税関当局は電子通関メカニズムを標準としたうえ、電子署名も使用可能と認めている。しかし自動プロセスを補完するために商業書類の原本提出が依然として必要となっている。

限度額

製品サンプルや個人輸入などに対して別途、最低限度額水準は設定されていない。統計データ提出が求められる最低限度額に関する規定も依然として不明瞭である。

簡素化手続き

税関当局は既にEU慣行にのっとった簡素化手続きを実施している。国際宅配業界では、EU加盟後にはさらに広い範囲での簡素化が行われる可能性もあると考えている。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

税関コンピューターシステムの通関アプリケーションに計算機能があるか否かについて未確認であるが、当局は、ほとんどの問題については積極的に対応すると回答している。ただし、決済期限については現在最長10日が提案されており、共同体関税法第227条における最長30日の延長期間の規定に沿っていない。

簡易通関制度を目的とした、業者の預金残高または支払い能力に関する銀行保証の免除に関しては、現段階ではトランジット業務に限られているようである。

IT導入

税関当局では加盟以前に、通関業務の完全自動化とEDI機能の導入を確約している。IT導入に関する具体的なスケジュールが決まっている。情報システムおよび機密情報システムのコンピューター化に関する情報は入手できていない。

密輸防止のための取り締まり

密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体間で結ばれる覚書(MOU)は認知されているが、業界はこれに準拠することで税関検査の頻度が引き下げられ業者の利益となるのかどうか知りたがっている。

通関書類の保管

通関書類は原本を保管しなければならず、書類の電子保管や画像化が認められていない。EUでオプションとして認められている画像化をはじめとする技術を採用する方向を模索すべきである。

輸出手続き

電子積荷目録など、EUで一般に行われている輸出手続きが採用される見込み。

その他の情報

政府は改正京都規約に調印することに同意している。税関当局は、WCO(世界税関機構)の即時引取許可ガイドラインの採用に関して、EUと同じアプローチをとることを示している。業界は、これはEUの問題ではなくWCO加盟各国に委ねられた問題であると強調するだろう。税関諮問委員会(CCC)の設置予定はなく、税関憲章を制定する計画もない。

11. スロベニア

EUが定める規定および手続き

EUの税関ルールおよび規則が2004年5月1日までに全面的に実施される。域内およ

び域外加工に関するE Uルールなど一部は既に導入されている。ただし、当局は「Eタイプ」の保税倉庫（書類上の倉庫で、保税品物は、倉庫保管者が私有する保管施設または税関が承認した倉庫に貯蔵される）を認めない方針である。その他の保税倉庫に関するE Uルールには準拠している。

認可と代理業者

第三者代理業者に対して直接代理と間接代理の両方を認めている。また、間接代理の場合には委任権（P O A）の取得を義務付けているが、通関書類提出の度に取得証明書を求められることはない。

輸入通関申告手続き

電子署名を可能とする法規定はあるが、実行には移されていない。実施の遅れは、技術的な問題による。将来的には、簡素化手続きを行う第三者代理業者も電子通関手続きおよび通関許可を利用することができるよう予定。普通紙の通関書類も認められるようになる予定。最低限度価格以下の書簡や書類、貨物に関しては申告書を提出する必要はない。これらの貨物は到着時に通関が許可され引き取りが可能となるが、税関が求めた場合は検査の対象となる。

限度額

統計データの対象となる最低限度額に関しては、欧州委員会規則 1669/2001 の規定する対象限度額 1,000 ユーロは遵守されていない。

簡素化手続き

簡素化手続きが導入されており、同国の国内法にも沿うものである。また、包括保証も可能になるとしている。簡素化手続きは第三者代理業者にも適用されている。

関税等の納付、担保提供手続き、債務

保証がある場合に限り、関税・税金の決済前に貨物を通関させ配送することができる。

I T 導入の時期

I T 導入に関する具体的なスケジュールが決まっているものの、履行状況は未確認。

密輸防止のための取り締まり

密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体間で結ばれる覚書（MOU）は存在している。税関検査の頻度引き下げについては包括的な合意はなく、各MOUは個別に取り扱われている。

通関書類の保管

通関書類の保管期間は10年間であるが、電子保管も可能。原本も保管する必要があるか否かについては不明。

輸出手続き

税関当局は、EU加盟後に輸出の簡素化手続きを利用することができるとしているが、輸出証明の提供に関して定めた第445条（欧州委員会規則2454/1993）の手続きについて確認が必要。

その他の情報

税関当局は、オランダとオーストリア、ドイツをモデルにしている。また、WCO（世界税関機構）の即時引取許可ガイドラインの採用に関してEUと足並みを揃えるとしている。改正京都規約はまもなく採用される見通しである。税関諮問委員会（CCC）は商工会議所を通して業務を行っている。税関憲章も制定されている。

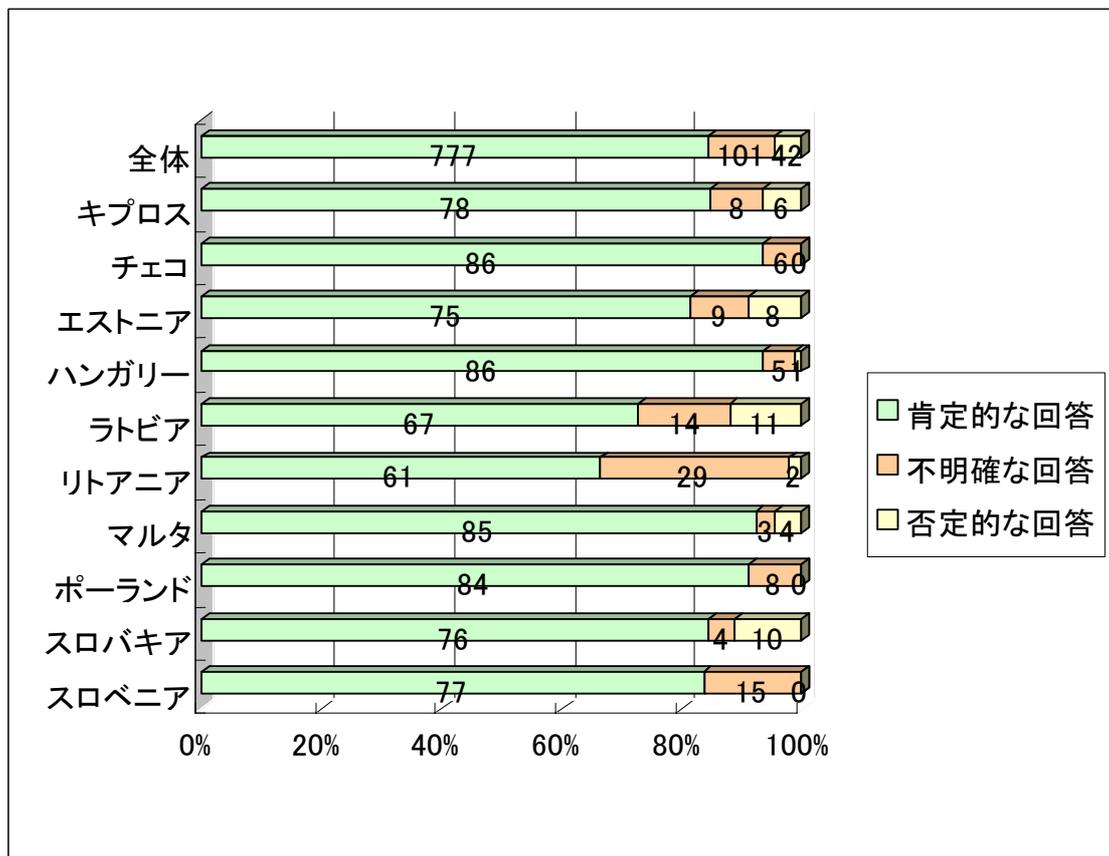
12. 結論と今後の方向性

今回の調査の結果から、今後もさまざまなレベルでの各国の当局と国際宅配業界が対話と協調を維持することが必要であるのは明らかである。フォローアップ作業として次のようなものを検討中である。

- 未訪問の新規加盟国の税関当局者と面談し、アンケートの結果と未解決の問題点について話し合う。
- 調査項目の中で未解決課題に重点を置いて、各国の税関当局が打ち出している行動計画の進捗状況について国およびE E Aレベルで継続的に監視する。
- 欧州委員会・拡大総局（DG Enlargement）との対話を基礎に、税制や関税同盟などを担当する他の部局との関係強化を図る。

- 欧州委員会に提案されたE E Aとの共同セミナーの開催について検討する。
- E E Aが新規加盟国を訪問する際に、欧州委員会の職員が同行する。
- 調査結果の公表と将来におけるデータの利用について適正に管理する。
- 新規加盟国で国際宅配業者の業界団体が存在しない国に協会組織を設立する必要性。
- 既存の業界団体においてはE U拡大に備えた対応を強化する。
- E E A中・東欧担当委員会の主催による税関サミット（Customs Summit）の開催。
これには欧州委員会、E U現加盟国および新規加盟国の税関当局者が参加する。

新規加盟 10 カ国の税関当局に対する 92 の質問への国ごとの回答状況
E U加盟に向けた加盟直前の準備状況について



13. 資料

EU 拡大アンケート

第 1 部 EU が定める規則および手続き

加盟準備過程において、貴国はEU 関税法、関税手続きを採用・導入することになります。

質問 1.

共同体関税法（理事会規則 2913/92/EEC）およびその施行条項（欧州委員会規則 2454/93/EEC）を採用・導入する時期を教えてください。

一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。

完全導入時期を記入してください。

質問 2.

合同関税品目分類表（Combined Nomenclature）を取り入れる時期を教えてください。

一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。

完全導入時期を記入してください。

質問 3.

関税割当制、関税保留を含め、TARIC（欧州共同体統合関税分類コード）を採用・導入する時期を教えてください。

一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。

完全導入時期を記入してください。

質問 4.

EU 原産地規則および特惠規則を採用・導入する時期を教えてください。

一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。

完全導入時期を記入してください。

質問 5.

E Uと他国の間で存在する特惠貿易協定を履行する時期を教えてください。
一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

質問 6.

関税を対象とするE U物品評価規則を採用・導入する時期を教えてください。
一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

質問 7.

域外トランジットに関するE U規則を採用・導入する時期を教えてください。
一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

質問 8.

保税倉庫に関するE U規則を採用・導入する時期を教えてください。
一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

質問 9.

域内加工に関するE U規則を採用・導入する時期を教えてください。
一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

質問 10.

税関監視下での加工に関するE U規則を採用・導入する時期を教えてください。
一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

質問 11.

域外加工に関するE U規則を採用・導入する時期を教えてください。

一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

質問 12.

一時輸入に関するEU規則を採用・導入する時期を教えてください。
一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

質問 13.

返品に関するEU規則を採用・導入する時期を教えてください。
一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

質問 14.

最終消費に関するEU規則を採用・導入する時期を教えてください。
一部導入時期、およびその時点で履行されない部分を記入してください。
完全導入時期を記入してください。

第2部 認可と代理業者

質問 15.

通関申告手続きを行うため、通関ブローカーはライセンスを必要としますか。
必要である場合、ブローカーの試験・資格の見直しは定期的に行われますか。

質問 16.

企業が通関ブローカーの役割を果たす際、認可またはライセンスが必要ですか。

質問 17.

輸入業者のために業務を行う第三者代理業者は、直接代理業者ですか、間接代理業者ですか。また、それぞれにどのような資格が要求されますか。

直接代理業者：

間接代理業者：

質問 18.

第三者代表業者は、委任権（POA）の取得が必要となりますか。

POAが必要とされる場合、第三者代表業者は各輸入業者から永久委任状を取得することができますか。

POAが必要とされる場合、特に提示を要求されるときを除いて、通関申告手続きでPOAを常に提示する必要がありますか。

第 3 部 輸入通関申告手続き

質問 19.

通関申告書類を電子送信し、通関許可書を電子受信できる処理システムを全国的に設置し、稼働させますか（第 6 部の質問 33 を参照）。

設置時期を記入してください。

稼働時期（地域名と開始日）を記入してください。

質問 20.

通関申告書類および通関許可書の電子送受信システムが実施された場合（質問 19）、更に紙面で申告書、関連書類を提出する必要がありますか。

必要とする場合はその理由を記入してください。

質問 21.

通関申告書類および商業書類に電子署名の使用を認めますか。

質問 22.

紙による通関申告書類が必要である場合、公式用紙ではなく普通紙にそれを印刷できますか。普通紙に印刷した場合、記入事項は公式用紙と同じ位置に記入されますか。

質問 23.

通関申告書類とともに紙による補足書類の提出が必要な場合、補足書類は原本でなく、ファックス、または電子画像や電子再生によるコピーでも許可されますか。

質問 24.

最低限度額水準以下の書簡、書類、貨物はどのように通関手続き・許可されますか。

第 4 部 限度額

質問 25.

22 ユーロ以下を関税の対象外（非課税限度額）とする EU 水準をいつから履行しますか（理事会規則 918/83/EEC 第 27 条）。

質問 26.

非課税限度額水準は付加価値税（VAT）にも適用されますか。
適用されない場合の水準と、施行時期を教えてください。

質問 27.

輸入の種類により（例えば個人輸入、商業サンプル）異なる非課税限度額水準が適用されますか。
適用される場合、どのケースにどの水準が適用されますか。

質問 28.

輸出入の統計データに用いられる最低限度額について教えてください。

第 5 部 簡素化手続き

質問 29.

以下の簡素化手続きは導入されますか。導入されない場合は理由を明記してください。

- A) 不完全な申告（欧州委員会規則 2454/93/EEC 第 254-259 条）
- B) 簡素化申告手続き（欧州委員会規則 2454/93/EEC 第 260-262 条）
- C) 地方通関手続き（欧州委員会規則 2454/93/EEC 第 263-267 条）

これらの導入時期を教えてください。

質問 30.

以下の簡素化手続きは導入されますか。導入されない場合は理由を明記してください。

- A) 不完全な申告（欧州委員会規則 2454/93/EEC 第 280-281 条）
- B) 簡略申告手続き（欧州委員会規則 2454/93/EEC 第 282 条）
- C) 地方通関手続き（欧州委員会規則 2454/93/EEC 第 283-287 条）

これらの導入時期を教えてください。

質問 31.

簡素化手続きを行うためのライセンス（または特別認可）および別個の保証を必要としますか。

質問 32.

簡素化手続きは実際の輸出入当該者のみでなく、第三者（国際宅配業者など）にも適用されますか。

第 6 部 関税等の納付、担保手続き、債務

質問 33.

電子システムによる通関申告および通関許可が実施された場合（第 3 部質問 19）、申告者本人が関税・税金を計算する必要がありますか。または税関のコンピューターが提供された情報に基づき計算し、その金額を申告者に返信することができますか。

質問 34.

輸入貨物に適用される付加価値税（V A T）は何を基準に計算されますか。

質問 35.

関税・税金の納付前に貨物を通関させ、配達することはできますか。（これらが保証済みである場合）。

質問 36.

関税・税金の納付期限を教えてください。

質問 37.

関税・税金納付の法的責任者を教えてください。輸入者ですか、または輸入者の代理業者である申告者ですか。

質問 38.

どの通関手続きに債務の保証や担保提供が必要となりますか。

1つの保証にすべての条件をまとめることはできますか。

質問 39.

簡易通関を目的とする、預金残高または支払い能力に関する銀行保証の免除はどの状況で可能となりますか。

第7部 I T導入

質問 40.

電子データ交換（E D I）が可能な I Tシステムを全国的に設置・稼働させる時期を教えてください。

設置時期：

稼働時期：

質問 41.

TARIC (欧州共同体統合関税分類コード)、新コンピューター通関システム (NCTS) などEUシステムに接続可能なITシステムのインターフェースを全国的に設置・稼働させる時期を教えてください。

設置時期：

稼働時期：

質問 42.

CCN/CSI システム (共通通信ネットワーク/共通システムインタフェース) に対応するITシステムを全国的に設置・稼働させる時期を教えてください。

設置時期：

稼働時期：

質問 43.

コンピューター化された歳入徴収・会計システムを全国的に設置・稼働させる時期を教えてください。

設置時期：

稼働時期：

質問 44.

通関申告手続きシステム、コンピューター化された統合トランジット・コントロールシステムを全国的に設置・稼働させる時期を教えてください。

設置時期：

稼働時期：

質問 45.

コンピューター化された情報システムを全国的に設置・稼働させる時期を教えてください。

設置時期：

稼働時期：

第8部 密輸防止のための取り締まり

質問 46.

制限・禁止事項に関するEU目録を施行しますか。
施行する時期を教えてください。

質問 47.

輸出者、輸入者、原産地、および商品に関するリスクプロファイルは既に作成されていますか。または、作成する予定はありますか。

質問 48.

輸出入貨物の現物検査は適切なリスク分析に基づいて行われますか。

質問 49.

密輸防止に向けた協力体制を強化するため税関と企業・関連団体間で結ばれる覚書（MOU）を導入し、これを促進しますか。

第9部 通関書類の保管

質問 50.

通関手続き終了後、通関手続きのための申告書類や登録書類、インボイスのコピーなどの破棄が許されるまでの保管期間を教えてください。
これが施行される時期を教えてください。

質問 51.

質問 50 に記載された各種書類を電子保管、または画像保管することが認められますか。
認められる場合、これらの紙面コピーも保管する必要がありますか。
認められる場合、これらのうちどの書類ですか。
これが施行される時期を教えてください。

第 10 部 輸出手続き

質問 52.

EU加盟国が貴国を経由してEU域外へ輸出する場合、輸出申告書のコピー3の提出を義務付けますか。

陸運の場合：

空輸の場合：

質問 53.

EU加盟国が貴国を経由してEU域外へ輸出する場合、輸出申告書のコピー3の代用として輸出元国の税関当局が押印した全輸出品の積荷目録の使用を認めますか。

陸運の場合：

空輸の場合：

質問 54.

EU加盟国が貴国を経由して空路でEU域外へ輸出する場合、輸出申告書のコピー3の代用として欧州委員会規則 2454/93 第 445 条（欧州委員会規則 2787/2000（EC）により修正）に定められた電子文書による積荷目録の使用を認めますか。

質問 55.

貴国からEU域外の目的地に向けて輸送された貨物に関して、完全な関税申告手続き（輸出後）を認めますか。認める場合、どの種の貨物が対象となりますか。

EU域外国へ直接輸出した場合：

EU加盟国を経由してEU域外国へ輸出した場合：

第 11 部 その他の情報

質問 56.

EU現加盟国の税関当局は、共同体関税法の条件、およびその施行規定に従いながらも、それぞれ異なる手続きを行っています。貴国はいずれかのEU現加盟国をモデルに税関手

続きを行う予定がありますか。

そうである場合、どの国をモデルとしますか。

当該国が現在行っている手続きのうち、貴国が採用しないものはありますか。

ある場合、それらを記入してください。

当該国が現在行っていない手続きで、貴国が実施するものはありますか。

ある場合、それらを記入してください。

それらの手続きをいつ採用・導入しますか。

質問 57.

貴国は改正京都規約を批准しますか。

批准する場合、その時期を教えてください。

質問 58.

依託貨物に対して、即座に通関許可を与えることを要請する世界税関機構（WCO）のガイドラインを採用しますか。

採用する場合、その時期を教えてください。

質問 59.

通関手続き中、または税関の保税地域やその他の保税倉庫へ貨物を移送するまで、当局施設内で一時保管できる期間を教えてください。これが実施される時期を教えてください。

質問 60.

税関当局や国内の貿易組合・団体の代表者、その他の関連政府機関などで構成される「税関諮問委員会（Customs Consultative Committee）」を設立しますか。同委員会の役割は新しい手続きや法律に関する情報を入手し、税関当局へ問題点に関するフィードバックを提供することです。

設立予定がある場合、その時期を教えてください。

質問 61.

税関の業務（例えば質問への回答、通関業務、損害賠償返済など）に期限目標を設定する「税関憲章」を制定する予定はありますか。

制定予定がある場合、その時期を教えてください。